

2019年5月改定

定 款

特定非営利活動法人
世田谷桜丘まちづくり

特定非営利活動法人 世田谷桜丘まちづくり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 世田谷桜丘まちづくりという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区桜丘二丁目19番12号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、農地や屋敷林等の保全事業、商店街の活性化を促進するための調査研究および支援事業、子供たちの健全育成のための生活環境の整備や地域施設の運営に関する研究と支援事業、リタイアした人や子育て主婦の職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する事業、災害時の救援活動事業を行い、住民に身近な自然環境、生活環境の保全・拡充を図ることで、若い世代から高齢者までが自然と共生しながら、安全で快適に住み続けられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子供たちの健全育成を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 災害時の救援活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの推進のための施策立案調査事業
 - ①まちづくりに関する施策提案事業
 - ②まちづくりに関する調査研究事業
- (2) まちづくり教育事業
 - ①まちづくりに関する講習会、セミナー、シンポジウムなどの開催事業
 - ②まちづくり活動に関する講師派遣事業
 - ③大学、行政、企業とのまちづくりに関する共同研究事業
- (3) まちづくりに関する普及・啓発事業
 - ①機関紙、研究報告書の発行

- ②まちづくり祭り、コンサート、ウォーキングラリー等の開催
- ③ホームページの開設・運営
- (4) 農地や屋敷林・景観等の保全事業
 - ①農地や屋敷林の保全と活用・再生事業
 - ②千歳通りの石垣や歴史的景観の保全事業
 - ③区民農園や緑地の運営・維持保全事業
- (5) 商店街活性化のための事業
 - ①商店街活性化のための調査研究及び支援事業
 - ②空き店舗の活用・再生支援事業
- (6) 環境・高齢者・障害者に配慮した建物作りの支援事業
 - ①既存建物の維持保全の支援事業
 - ②グループホームやコーポラティブ住宅等の計画支援事業
- (7) 子供たちの健全育成のための環境整備事業
 - ①子供たちの生活環境の整備と子育て環境づくりの支援事業
 - ②子供たちの健全育成のための公共施設の整備や運営に関する研究と支援事業
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
 - ①リタイアした人の蓄積された能力の地域内での雇用機会の拡充と支援
 - ②子育て中の主婦の地域内での雇用機会の創出の研究と支援事業
- (9) 災害時の救援活動を支援する事業
- (10) その他目的達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員及びジュニア会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体（このうち、個人たる正会員を「個人正会員」、団体たる正会員を「団体正会員」といい、以下、両者を総称して「正会員」という。）
- (2) ジュニア会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の主旨を将来に継承していく高校生までの子供たち。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をした時
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪申告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品等の不返還)

第12条 既に納入した、会費等及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
 - (2) 監事 1人または2人
- 2 理事のうち、一人を理事長、3人を副理事長とする
- 3 役員の中から会長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、理事長、および副理事長は、理事の互選とする
- 3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する・

- 2 会長は理事長に対し、会運営に関する助言を行う。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とし、役員は、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に討議役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・相談役)

第20条 この法人には、顧問及び相談役1名以上5名以内をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、専門知識を有するものの中から理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、会全体の活動に関する助言を行う。
- 4 顧問及び相談役は、理事長の召集に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べ、若しくはこの法人が行う事業に参加することができる。
- 5 顧問及び相談役には、第16条第1項、第19条第2項及び同条第3項の規定を準用する。
- 6 顧問及び相談役は、総会の議決を経て理事長が別に定める報酬を受け取ることができる。
- 7 相談役は理事との兼任もできる。

第4章 会議

(会議の種類)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員及びジュニア会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 顧問の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条においておなじ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における譲与財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

- (2) 正会員数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事が招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の目的及び審議事項、その内容、日時及び場所を記載した書面により、会議の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員及びジュニア会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第29条 各正会員及びジュニア会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員やジュニア会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の個人正会員及びジュニア会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員とジュニア会員の総数及び出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において個人正会員の中から選任された議事録署名人2人

が記名押印又は署名をしなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事が招集するとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なる者とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ

とはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名をしなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決議に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の処置)

第50条 予算をもって定められるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、本会と類似の目的を持つ特定非営利法人の中から、総会で選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び必要な職員をおく。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(施行細則)

第59条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。